

嵐山町のシンボルマークを募集します。

1 趣旨

第5次嵐山町総合振興計画のスタート年度にあたり、本町の様々な魅力や特性を町の内外に効果的及び積極的に発信するため、町のイメージアップ及び地域活性化の取り組みに活用する町のシンボルマークを募集します。

2 募集するシンボルマークの条件

- (1) マークは、今後10年間の「まちづくりの将来像」を表現するものとします。
- (2) 第5次嵐山町総合振興計画の将来像「豊かな自然 あふれる笑顔 心の通いあうまち らんざん」をイメージできるデザインとしてください。

3 応募方法

- (1) A4版用紙（白紙）に天地左右に3cm以上の余白をとった範囲内にデザイン・着色してください。縦横は自由とし、デザイン上部余白の中央に「上」と記載してください。
- (2) デザインは、コンピューターグラフィックソフト又は手書きによるものとします。ただし、大きさは、縦2cm×横2cm程度に縮小した場合でも使用できるものとします。
- (3) 1人何点でも応募できますが、1枚の用紙には1点のみのデザインとします。
- (4) 応募作品は町役場又はふれあい交流センターへ応募用紙に必要な事項「氏名」、「郵便番号・住所」、「電話番号」、「電子メールアドレス（お持ちの方のみ、記入してください）」、「作品の説明（100文字程度）」、「年齢」、「職業」を記入して、作品の裏に添付をした上で提出してください。

また、町役場へ郵送又はメール（添付ファイルは2MB以内とする。）で送付することが出来ます。（ファックスでの応募は出来ません。）

- (5) 応募作品は、返却しませんので、ご了承ください。
- (6) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

4 応募資格

- (1) 町内在住・在勤・在学で小学生以上の方（※プロ・アマは問いません）
- (2) 応募作品は、自作で未発表作品に限り、他の作品と同一又は類似していないものとし、これらの条件に違反していたことが判明した場合、採用は無効となります。
- (3) 第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合、応募者自らの責任と費用で解決してください。嵐山町では一切の責任を負いかねます。なお、嵐山町が損害を被った場合は、損害を賠償していただきます。

5 応募期間

平成23年10月14日（金）まで（当日消印有効）

6 応募要領等の配布

募集要領及び応募用紙は町役場及びふれあい交流センターで配布します。また、町ホームページからもダウンロードできます。

7 選考方法

応募作品は、マスコットキャラクター等選定委員会で審査し、採用作品を決定します。

8 賞及び副賞

- (1) 採用作品 1点 賞状・副賞
- (2) 賞状及び副賞の受け取りについて、採用者が中学生以下の場合は、親権者の同意が必要となります。

9 結果発表

平成23年11月（予定）に採用作品の応募者へ通知するとともに、町広報及びホームページ等で発表します。

採用作品以外の方には、町ホームページ等への掲載をもって結果通知に代えさせていただきますのでご了承ください。

10 採用作品の取り扱いについて

- (1) 採用作品は、町のシンボルマークとして町の広報、ホームページ、各種印刷物及び各種PRグッズ等に使用する予定です。
- (2) 採用者は、作品の採用と同時に町に対して当該作品（デザイン画、作品の説明）の著作権法第27条、28条を含む一切の権利を無償で譲渡するものとし、当該作品の著作権及び使用権は町に帰属するものとします。
- (3) 採用者は、町が当該作品を使用するに当たって、著作者人格権を行使しないものとします。
- (4) 採用者と町とは、上記(2)及び(3)を内容とした著作権譲渡に関する契約を締結するものとします。

なお、契約に当たり、採用作品の副賞以外の契約料や使用料の金銭的対価はお支払いしませんので、御了承ください。

11 個人情報の取り扱い

- (1) 応募作品にかかる個人情報については、作品の審査・発表・表彰・応募状況の集計・公表以外の目的で使用することはありません。
- (2) 採用者の発表の際には、採用者の氏名等について公表します。

12 応募・問い合わせ先

〒355-0211 比企郡嵐山町大字杉山1030-1

嵐山町役場 企業支援課

☎ 0493-62-0720

Eメール r342.27011@town.ranzan.saitama.jp